

平成28年第9回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成28年9月27日(火) 10時30分～11時35分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席委員の氏名 近藤 孝 信
塩田 絹 代
坂上 三 徳
吉田 英 則
永田 良 二

1 欠席委員の氏名

1 委員以外の出席者の氏名

教育総務課長	山 崎 康 徳
学校教育課長	本 多 正 興
生涯学習課長	林 田 充 敏
スポーツ振興課長	泉 淳一郎
文化財課長・世界遺産登録推進室長	松 本 慎 二
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開 会

第2 前回会議録の署名

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第53号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第54号 南島原市英語指導助手任用規則の制定について

議案第55号 教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書(平成27年度事業分)について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 中学校理科教育備品の取得について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉 会

日程第1 開 会

近藤委員長 ただ今から平成28年第9回定例会を開会いたします。

日程第2 前回会議録の承認

近藤委員長 日程第2、前回会議録の承認ですが、塩田委員が指名されておりましたので、署名をお願いいたします。

＜塩田委員が署名＞

近藤委員長 ありがとうございました。

日程第3 会議録署名人の指名

近藤委員長 日程第3 会議録署名人の指名ですが、今回は、坂上委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜はいの声＞

近藤委員長 そのとおり、決定いたします。

日程第4 教育長報告

近藤委員長 日程第4 教育長報告に入らせていただきます。
教育長よろしくをお願いいたします。

永田教育長 （別紙により、8月24日から9月25日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

近藤委員長 ありがとうございました。
今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

近藤委員長 特にないようですので、以上で教育長報告を終わらせていただきます。

日程第5 議案審議

近藤委員長 続きまして、日程第5 議案審議に入ります。
議案第53号「南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第53号をご説明いたします。
長崎県教育委員会が平成28年度から指導教諭の配置を開始したことにより、次年度以降、教職員人事異動により本市立学校に指導教諭配置の可能性がります。
これに伴い、「南島原市立小・中学校管理規則」の校長、教頭、教諭その他の教職員に「指導教諭」の項を明記するものであります。
まず、第15条第2項中「主幹教諭」の次に、「指導教諭」を加えます。
さらに、第15条の3の次に次の1条を加えます。

『(指導教諭)

第15条の4 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。』とし、指導教諭の職務内容を明記しております。

さらに、『第17条第4項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同条第5項中「教諭又は養護教諭」を「指導教諭、教諭又は養護教諭」に改める。』とし、教務主任は、指導教諭又は教諭のうちから、保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭のうちから任命できるとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第53号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長 次は、議案第54号「南島原市英語指導助手任用規則の制定について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第54号をご説明いたします。

この規則は、語学指導外国青年招致事業により、本市において語学指導等を行う外国青年のうち、JETプログラムによる任用以外の者の勤務条件を定めることを目的とするものであります。

8月の定例教育委員会でもご説明させていただきましたが、現在、本市には、6名の外国語指導助手、いわゆるALTがおります。彼らは、一般財団法人自治体国際化協会(クレア)により「語学指導等を行う外国青年招致事業」、通称JETプログラムを利用しての任用でございます。

今後、市の中心事業でもあります、グローバル教育の更なる推進のために、このJETプログラムによる任用以外の者の任用を検討しているところでございます。

規則の内容の説明をさせていただきます前に、本規則の公布、施行について説明をさせていただきます。

本規則の制定に伴い、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、別表(第2条関係)に英語指導助手の報酬額を追加し、南島原市嘱託職員の設置に関する規則第20条に、適用除外として、英語指導助手を追加する改正を同時に行う必要がございます。

そこで、現在行われております第3回市議会定例会において南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審議いただいておりますが、議決されましたら、本規則の公布及び施行という流れとなりますので、施行日については、その条例の施行日となります。

さて、この南島原市英語指導助手任用規則の内容ですが、先に説明いたしました「JETプログラム」による任用以外の者の任用を想定して制定するものであります。

特筆すべき内容につきましてご説明いたします。

まず、「第1章 総則」の第1条で、本規則制定の目的を規定し、「第

2章 職務」第3条において、5つの職務内容を規定しております。

ちなみに、現在の「JETプログラム」によって任用しておりますALTの職務は9つありますが、本規則で任用いたします英語指導助手については、職務内容を整理させていただきました。

また、「第3章 任用期間及びその終了」第4条において、任用期間を1年と規定しながらも、参加者の能力次第で3年を限度として更新できること、なお、市が認める場合には3年を超えて、さらに5年を超えても更新することができるようにいたしました。

これは、現在のALTがどんなに優秀でも5年を超えて任用できないことに対して、必要であれば任用を更新できるようにいたしました。

次に「第4章 報酬その他の給付」第7条において、報酬を「南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により月額20万円といたしました。

また、「第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職」において、第15条の特別休暇の規定において、第1項第13号において、所属長が特に必要と認めた場合の有給休暇を設けました。

これは、従来になかった男子参加者の配偶者の産前産後の休暇や育児に関わる休暇等、また、多様な国籍や宗教上の理由により休暇を与えざるを得ない場合を想定した規定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

吉田委員 JETで採用されたら最長5年となっておりますが、本規則では、5年を超えても更新出来るということでしょうか。

学校教育課長 そのとおりです。
特に必要があると市が認めた場合は、3年を超えて更新出来ることとしております。

永田教育長 第15条の特別休暇のうち、忌引休暇については、南島原市招致外国青年任用規則によるALTと同じでしょうか。

近藤委員長 ここで暫時、休憩いたします。

<休憩>

近藤委員長 会議を再開します。

学校教育課長 同じ内容、日数になっております。

永田教育長 海外へ旅行する場合は、どう対応しますか。

学校教育課長 現在は、学校長へ口頭で報告としておりますが、今後は教職員と同じ対応とするよう検討します。

坂上委員 第27条の通勤する場合を除き自動車等を運転してはならないとは、具体的にどういうことでしょうか。

学校教育課長 現在のALTと同じ扱いとなりますが、いったん勤務校に通勤する場合は、自動車等で通勤し、さらに配属校以外への派遣の場合は、自動車等を

自ら運転して移動するのではなく、タクシーを利用しての移動を想定しております。

近藤委員長 他にございませんか。
特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第54号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長 次は、議案第55号「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（平成27年度事業分）について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第55号をご説明いたします。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と、第2項では、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されております。
学識経験者として池田先生と松尾先生を検討委員にお願いいたしまして、3回の会議にご出席をいただきました。
報告書の議会への提出につきましては、第3回市議会定例会の開会中に行う予定であります。
公表につきましては、市のホームページを通じて公開する予定でございます。
以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員 前文中、社会教育の推進の中で、「平日の放課後対策としての教室の設置」とは、どこに設置してあるのでしょうか。

生涯学習課長 文科省の制度が変更になり、放課後子ども教室と呼んでいたものを、週末等に行う事業を「土曜学習推進事業」、平日の放課後に行う事業を「放課後子ども教室」と呼んでおります。
現在、深江小学校と加津佐小学校へ図書連携事業として、学校図書館へ司書を派遣しておりますが、そこに子どもたちの居場所を作ろうということで、時間を延長し外部指導者を招いて、「放課後子ども教室」を実施しております。

塩田委員 この点検・評価報告書は、教育振興計画にのっとった事業の評価になるのでしょうか。また松尾先生の所見に、評価シートの見直しや、一部修正など様式を検討してはどうかとのご意見もあるようですが。

教育総務課長 長期的な教育振興計画に添って、毎年度事業計画を立てており、その計画に基づいた実績についての自己点検・評価となっております。検討会議の中で、必要ないと思われる項目の削除や、評価が一目でわかりやすいような検討をしてはとのご意見も頂きました。

塩田委員 詳細な検討がされておりますが、かなり読み込まないとわからない部分もあり、簡単に評価がわかるような見直しも必要かと思えます。

教育総務課長 検討委員の先生からもご意見をいただいております、今後検討して参りたいと思えます。

近藤委員長 他にございませんか。
特になければ、原案どおり決定したいと思えますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第55号については、原案どおり可決いたします。

日程第6 その他

近藤委員長 日程第6、その他「(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について」を議題といたします。説明をお願いします。

学校教育課長 (次回の定例会で審議依頼)

近藤委員長 次は、「(2) 中学校理科教育備品の取得について」を議題といたします。説明をお願いします。

学校教育課長 (中学校理科教育備品の取得について説明)

近藤委員長 次は、「(3) 次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。

教育総務課長 (10月28日、午前10時からの開催を提案)

近藤委員長 次回の定例会につきましては、10月28日、金曜日、午前10時から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

近藤委員長 最後に「(4) その他」ですが、何かございませんでしょうか。

教育総務課長 (平成28年度長崎縣市町村新任教育委員研修会及び長崎縣市町村教育委員会研究大会について説明)

近藤委員長 他にございませんか。

<なしの声>

近藤委員長 特にないようですので、以上をもちまして、本日の第9回定例会を閉会いたします。

閉 会 11時35分

会議録署名
教 育 委 員

記 録 職 員